

## 方 針

我が国の経済は、バブル崩壊後既に10年余の歳月が経過しているが、最近の国の経済報告では、「失業率の低下など雇用情勢の改善によって、消費者マインドが回復している」とされ「景気回復から3年近くが経ち、景気回復の基調は継続していく」とされている。しかしながら、事業によって、雇用創出と喪失に要因分解しており、景気回復が単位労働コストの低下による企業収益の増加に支えられている面が強く、平成17年度に景気回復が全体に行き渡るほどには期待できない状況となっている。

競輪事業もこのような経済情勢の影響を受け、平成16年1月から12月までの1年間の売上は、約9,369億6,152万円で、前年対比で93.5%と、平成16年度上半期売上額と同率の減少を示しており、施行者の懸命の努力にも拘らず好況に転じるには厳しさが依然として続いている。

売上内容を見ると、平成11年度以降特別競輪も売上が減少傾向を示しており、16年1月から12月の期間では、対前年比で9.6%減となっている。一方、記念競輪では、場間場外の増加等により10.2%増となっているが、昨年同期の増加率31.8%より鈍化している。開催日数の大半を占める普通競輪では、売上面では既に平成15年同期で全体の50%を割っており、平成16年は40.8%となり、落ち込みも大きく、17.2%の減少となっている。また、平成10年度まで順調に売上を伸ばしてきた電話投票も減少し、対前年比8.6%売上が減少し、利用者も減少している。

以上のように、競輪界は一段と厳しい状況にあるが、本会としては、恒常的事業のより効率的な運営、遂行に努めるほか、経費の見直しや削減を図りながら、時代の要請に対応する新規事業としてG の情報強化、サマーナイト・フェスティバルの広報支援等積極的に展開する。

更に、競輪の振興・活性化に向け、将来展望に立った競輪事業のあり方について、引き続き競輪諸制度の検討を行うほか、新規競輪ファンの獲得やファンの来場促進に努めるとともに、売上増を図るため競輪のPRをより積極的に行う。

特に、新規ファンの増加を目指し、競輪及び競輪場の活性化に繋がる時宜をとらえた効率的な広報・宣伝を展開するほか、インターネット上で、各種調査・連絡等が行える競輪を行い、対応策を会員施行者相互に検討する。

本年度の主要事業は、次のとおりである。

1. 施行者との迅速かつ緊密な連絡調整
2. 適正な交付金交付率改定に向けた検討
3. 競輪運営における諸制度の検討

- 4 . 競輪事業振興のための企画及び改善並びに調査分析
- 5 . 特別競輪等及び番組関連制度の検討
- 6 . 競輪のイメージアップ及び新規ファン獲得のための広報活動の推進
- 7 . 初心者向けP Rの展開
- 8 . 競輪開催日程の全国調整
- 9 . 場外車券売り場の適正な設置及び管理・運用の検討
- 10 . 競輪情報システムの活用と電話投票等の各種情報処理の推進
- 11 . 競輪経営改善等の調査・研究
- 12 . 労務管理対策等の円滑な推進
- 13 . 接客サービス向上の推進
- 14 . 暴力団・ノミ屋等の追放対策の推進

以上の主要事業について、主務官庁の指導の下に、会員及び関係団体と連絡を密にして強力に推進していく。

## 企 画 広 報 部

本年度は、自転車競技法の検討、見直しの最終年にあたることから、日本自転車振興会1・2号交付金の更なる改正に向けて国への働きかけを強化するなど、交付金の改正に向けた諸施策を強力に推進する。また、競輪事業再建のため、競輪諸制度の見直し、施行者収益の増進、経営改善を図る諸施策等の検討を行うほか、競輪事業の振興・活性化のための諸施策、広報活動を展開する。

競輪諸制度については、番組制度・特別競輪等の見直し、選手賞金制度・競技制度・共済制度の見直し、自転車競技会、場間場外の委託方式の検討、競輪開催の弾力化に向けた対応の検討等を行い、その検討、見直しをふまえて関係団体と協議、調整を行い、その改善の推進に努める。

競輪事業の活性化、振興のため、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体を効率的、効果的に活用して、競輪がより楽しく、買やすくなったことなどを積極的にPRする。また、新規ファンの獲得のため、競輪未体験者や初心者の来場促進策を講じるとともに既存ファンの定着を図る広報、PRを行う。

その他、競輪及び各種公営競技に関する調査並びに統計資料の収集及び作成を行い、随時、定期的に施行者に提出し、競輪運営上の参考に供する。

これら事業の推進にあたっては、選手制度検討委員会、競輪運営研究委員会及び広報委員会等を中心に対応を協議、検討し、その成果を関係団体との諸会議に反映させる。

### 企画関係について

#### 1. 日本自転車振興会1号・2号交付金について

自転車競技法第10条第1項に定める日本自転車振興会1号・2号交付金の更なる改定に向けて、国・経済産業省との連絡調整を行うとともに、要望活動を強化、その改定推進に努める。

#### 2. 競輪事業運営にかかる諸問題について

自転車競技会との委託のあり方、場間場外における契約方法、開催の弾力化等競輪事業運営上の諸問題についての検討を行う。

#### 3. 施行者団体等との連絡調整について

全国競輪主催地議会議長会、全国競輪都市協議会、府県施行者会議、小規模競輪場施行者連絡協議会と緊密な連絡調整を行い、競輪事業運営上の諸問題の解決、改善に努める。

#### 4. 競輪事業振興にかかる諸施策について

競輪事業振興に資する諸政策の検討を行う。

全体的な競輪事業運営の見直しを行い、競輪事業運営の合理化、改善に努める。

#### 5. 特別競輪等の改善について

特別競輪等の番組の見直し、改善の検討を行うとともに、その運営方法等の検討を行い、

売上、施行者収益の増を図る。

#### 6. 賞金制度について

施行者の賞金負担を軽減する見地から、選手会と選手賞金制度のあり方を引き続き検討する。

#### 7. 競技制度について

競技・番組制度、選手の出場契約約款、あっせん等諸制度の運用状況を精査し、合理的な制度の見直し、改善を図る。また、国際競輪等各種レースの実施方法等の検討を行い、その改善に努める。

#### 8. 共済制度について

選手の共済制度の抜本的な見直しを行い、施行者負担の軽減を行う方向で、選手共済会への助成のあり方を検討する。

#### 9. 競輪の国際化について

国際競輪、日韓エキジビジョンレースを実施し、競輪の国際化・普及を図る。また、日韓競輪交流セミナーを実施して、日韓両国の親善、交流を深めるとともに、両国の競輪事業の更なる発展に努める。

#### 10. 競輪場ネットワークシステムの運用について

全国47競輪場を専用インターネット網で結び、本会各部からの各種調査、集計等がコンピュータ上で迅速・簡易に行える『競輪場ネットワークシステム』を基にして、車券売上高報告書等のデータを作成する。また、ネットワークシステムを基盤とした、場間場外契約システムの構築、ダウンロードによる各種売上・統計資料等の閲覧等を検討する。

#### 広報関係について

##### 1. 特別競輪等の広報宣伝について

全国の競輪ファンを対象としたG P、G、Gのテレビ、ラジオによる開催告知及び実況中継、新聞による広報宣伝、イベントの開催などの広報宣伝を関係団体、関係施行者と連携・共同するなど一元化し、効率的に実施する。

##### 2. スポ - ツ紙等の競輪紙面拡充について

G・G開催時に共同通信社を通じて行われている決勝展望(結果)等の記事配信をGまで拡大し、スポ - ツ紙及び地方紙の競輪紙面拡充を図る。

また、Gの売上拡充のため、出走表掲載に係る対応を検討する。

##### 3. 競輪のイメージアップについて

競輪の公益性、スポ - ツ性、ダイナミック性、娯楽性等を広くPRし、競輪への認知度向上を図る。

##### 4. 新規ファン獲得のための広報宣伝について

新規競輪ファン獲得の施策として、競輪未体験者を対象にした初心者教室等の実施及び初心者向け広報誌の作成等を行い、ファン拡大に努める。

#### 5. 競輪事業活性化のPRについて

競輪事業活性化に資する広報宣伝事業を支援し、競輪の活性化を図る。

#### 6. 機関紙等による広報について

月報及び季刊誌「PR+S」を発行し、競輪事業の広報に努める。

#### 7. 広報研修会について

広報担当者を対象に、的確な広報、宣伝活動に関する広報研修会を実施する。

#### 調査関係について

##### 1. 統計資料について

競輪及び各公営競技の売上高、入場者数等の統計資料を作成する。

##### 2. 施行者収支決算等について

競輪に関する施行者収支決算、収益の用途状況及び収益の均てん化等の調査を行う。

##### 3. 各種調査について

ファンの志向の把握に努めるため各種調査を行うとともに、競輪事業の運営等に供するための各種資料の収集及び調査を実施する。

##### 4. 関係法令等について

競輪関係諸法令等の調査研究を行う。

## 業 務 部

本年度は、記念競輪（G）の開催日程の調整をはじめ、Gグレードの場間場外発売の増加に伴い調整が難しくなっているFグレードの日程調整について検討を行う。

また、競輪情報システムの再構築による安定的な運用及び経費削減の推進、電話投票の推進と円滑な運営、競輪場施設整備と有効活用策の推進、民間所有競輪場対策等について検討を行う。

これらの事業の実施にあたっては、平成16年度に新たに設立された開催等日程調整委員会、情報システム等整備委員会に対応を協議し、その結果を関係団体等との諸会議に反映させる。

労務事業では、賃金及び一時金等臨時従事員の処遇問題、労務管理上の諸制度等の検討を行うとともに、接客サービスの向上を図る施策等を実施する。

これらの業務にあたっては、労務対策委員会を中心に対応を協議し、その施策を推進する。

### 業務関係について

#### 1. 記念競輪（G）の日程調整

施行者の主たる収益源となっている記念競輪（G）の日程調整にあたっては、特別競輪（G・G）の実施日程が記念競輪（G）に与える影響が大きいことから、その決定について、関係団体と協議し、施行者との調整に努める。

#### 2. 競輪開催日程の全国調整について

記念競輪（G）の4日制、場間場外車券売場設置の自由化に伴い、G・G並の場間場外設置が増える中、月別、週別の限度節数に基づき、普通競輪（F・F）開催可能節数の上限、選手あっせん上の開催節数の下限等を勘案し、全国的な開催日程の調整に努める。

国際競輪、ルーキーチャンピオンレース及びレインボーカップセカンドステージ・ファイナルステージの実施場及び実施日程の調整を行う。

また、平成14年度から実施され、本年度が最終年度となる『2005年日本国際博覧会協賛競輪』の実施競輪場、実施日程等についても、各経済産業局、日自振あっせん課と協力し、施行者と連絡を密にして調整を行う。

本年度も7競輪場で予定されている『ナイター競輪』の効率的な実施日程等の調整について協議を行う。

#### 3. 場間場外車券売場等の調整について

場間場外車券売場設置に伴う場外経費の削減等の諸問題について検討を行う。

また、自転車競技法の改正に伴い、場外発売の際の委託の方法についても、検討を行う。

特別競輪等の円滑な開催運営が図れるよう努めるとともに、場間場外車券売場の設置に係る連絡調整を行い、適正な場外編成が図れるよう努める。

#### 4．専用場外車券売場設置のあり方の検討について

専用場外車券売場の設置及び管理・運営方法等のあり方、また、委託問題等について平成17年度に設立した民間所有専用場外車券売場管理施行者協議会（民施協）を中心に検討を行う。

#### 5．競輪情報システムについて

（財）車両情報センターとの連携並びに関係団体との協力により、各種の情報処理全般について、円滑な運営を図るとともに、ファンに対する各種競輪情報の提供の充実、競輪情報処理システムの安全確保に努める。

また、電話投票関連システム上の諸問題について、施行者、サイクルテレホン事務センター及び関係団体と協議する等により、電話投票の円滑な運営、推進に努める。

電話投票の拡充策として、加入手続き期間の簡素化と競輪ネットバンクサービスの拡充やインターネットを活用した新規ファンの獲得に努めるほか、売上促進のためインターネット投票環境の充実等に努める。

なお、本システム全般について、関係団体と協議を行い、システムの再構築を進める。

#### 6．競輪場施設整備と有効活用策の推進について

競輪場の移転、全面改修等の大規模な施設整備（計画）をはじめ、各種施設整備の情報把握に努め、その情報を施行者に効果的に周知すること等により、競輪場施設改善の推進を図る。併せて、場間場外車券売場開設時における有効かつ合理的な施設活用のための方策、ファンに対する快適な環境、空間づくりの情報収集、提供を行い、これを推進する。

#### 7．民間所有競輪場対策について

民間所有競輪場施行者に共通する賃貸借契約や利用率をはじめとする諸課題等について協議し、民間所有競輪場の円滑な運営が図れるよう努める。また、民間所有競輪場に係わる情報等の収集に努め、施行者間の情報交換並びに連携が円滑に行われるよう努める。

#### 8．経営改善等の調査・研究について

平成11年度から実施している競輪運営コスト調査を引き続き行い、経年変化等の調査分析を行うことにより施行者の競輪事業コスト軽減、経営安定策等を検討する。

また、開催経費削減を目的に、情報機器のコストダウンの方策等を検討する。

#### 労務関係について

#### 9．賃金、一時金等の対応について

労務対策委員会において、賃金、一時金等に係る取り扱いを協議し、必要に応じて、各地区労務対策会議及び特定場で構成する労務対策会議等を開催して、具体的な対応を

検討する。

また、同種競技団体とも連携調整を密にし、団体交渉時においては、施行者と緊密な連携を図り、遺漏のないようにする。

10 . 諸制度等の検討について

臨時従事員の社会保険関係等に係る諸制度について検討する。

また、臨時従事員の場外雇用に係る労務管理上の諸問題について検討する。

11 . 労務管理研修会の実施について

労務担当者の労務問題への対応が的確に行われるよう、労務管理研修会を実施する。

12 . 接客サービス研修の実施について

接客サービスの向上を図ること等を目的として、職員並びに臨時従事員の研修を実施する。

13 . 労務対策円滑化の推進について

労務対策の円滑な推進を図るため、関係省庁の指導のもと、施行者をはじめ同種競技団体等と連絡調整を行い、諸問題の解決にあたる。

14 . 労働情報等の収集について

関係省庁等からの労働情報収集、労務関係資料の整備等を行い、各施行者へ迅速に提供していく。

また、臨時従事員実態調査等を適宜実施し、これを集計、分析し、施行者の参考に供する。



## 保 安 室

本年度は、暴力団等の追放対策が開始されて20年の節目となるが、各種対策の実施によりここ数年大きな事故は発生していないがマンネリ化の傾向もみられるほか、難癖を附けての抗議、酔払い等の秩序紊乱者が増加している。これらの現状をふまえ、ファンが安心して安全にすごせる場内秩序の維持をはかるため、次の諸施策を推進する。

### 1 自衛警備力の強化について

- (1) 競輪場における自衛警備の充実強化、追放・排除、犯罪及び不正の予防・防止・取締り、並びに事故が予測され、又は発生した場合に対策会議を開催し、対応策を審議して秩序維持を図る。
- (2) 自衛警備体制等の実態調査  
競輪場における自衛警備活動及び警備資機材等の整備状況並びに暴力団・ノミ屋等、追放対策の推進実態を明らかにし、自衛警備体制の強化に資する。
- (3) 警備担当者研修会の開催  
新任担当者等に対して自衛警備活動についての研修会を開催し、知識の習得と技術の向上に資する。
- (4) 事故防止訓練等の実施  
競輪開催に伴う各種事故を想定した訓練を実施し、有事に際し被害を最小限に抑えることを検討する。

### 2 暴力団・ノミ屋追放対策の推進について

- (1) 追放対策中央推進会議の開催  
関係省庁の指導を得て、年間の追放対策等を審議決定する。
- (2) 追放対策地区推進会議の開催  
各地区の追放対策を推進するため、情報及び技術の発表並びに意見交換を行う。
- (3) 暴追対策合同情報交換会議の開催  
全国モーターポート施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会と合同、各場で保管する暴力団・ノミ屋等の面割り等を行って追放対策に資する。
- (4) 情報連絡センター活動の促進  
追放対策に関する情報、資料を収集整理し、通報、照会等の連絡活動を促進する。
- (5) 暴追広報の推進  
暴力団・ノミ屋等を追放するため、各公営競技団体と合同で、創意工夫をこらし統一ポスターを作成し施行者等に配布する。

3 関係省庁、各公営競技団体との連携について

警察庁をはじめとする関係省庁の連絡を密にするとともに、各公営競技団体との連携を強化し、整合性のある自衛警備体制、追放対策を推進する。

4 秩序維持対策の実施について

特別競輪等の開催にあたり、秩序維持に協力するため担当者を派遣する。